

「新型コロナウイルス」感染症に関する

世田谷保健所からの重要なお知らせ

2月7日（金）より、新型コロナウイルス感染症に関する
「世田谷区帰国者・接触者電話相談センター」を開設！

区では、区民の皆様の不安を軽減し、まん延をできる限り防止するため、新型コロナウイルス感染症の疑い例に関する相談を受け付ける「世田谷区帰国者・接触者電話相談センター」を新たに開設しました。

1 新型コロナウイルスに関する相談は？（区民電話相談窓口のご案内）

(1) 次の①と②の全てにあてはまる方は

「世田谷区帰国者・接触者電話相談センター」までお問い合わせください。

- ①発熱（37.5度以上）かつ咳などの呼吸器症状がある。
- ②上記の症状を発症してから2週間以内に、A Bいずれかに該当する。
 - A. 武漢市を含む湖北省への渡航歴がある。
 - B. 「武漢市を含む湖北省への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状がある人」との接触歴がある。

世田谷区帰国者・接触者電話相談センター
電話 03-5432-2910（平日8:30～17:15）

※土日休日・平日夜間の相談は⇒東京都帰国者・接触者電話相談センター 03-5320-4592

- ◆保健所の助言により医療機関を受診する場合は・・・
 - マスクを着用し、必ず事前に連絡をしましょう。
 - 医療機関には、武漢市を含む湖北省での滞在歴や武漢市を含む湖北省に滞在歴がある方との接触があったことを必ず伝えましょう。

(2) 一般的な新型コロナウイルスに関するご相談は

世田谷区新型コロナウイルス相談窓口
電話 03-5432-2111 FAX 03-5432-3022（平日8:30～17:15）

（その他の相談窓口） 厚生労働省 0120-565653（フリーダイヤル・土日休日含む9:00～21:00）

東京都 03-5320-4509（土日休日含む9:00～21:00）

2 新型コロナウイルスに関連した感染症を予防するには？

国内において、現在、流行が認められている状況ではありません（2月7日現在）。
新型コロナウイルスに関連した感染症予防は、一般的な感染症（インフルエンザ等）予防と同じです。咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策に努めていただくよう、お願いいたします。

なお、これらの情報は厚生労働省、東京都感染症情報センター、東京都福祉保健局の情報を参考に作成し、常に最新情報に更新しています。今後も、区のホームページで新たな情報をご確認ください。